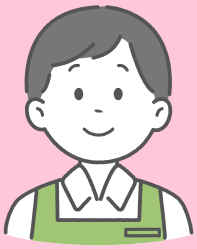
パート・アルバイトのみなさん



社会保険への加入について



パート・アルバイトなどで働く方の医療保険や年金の保障が充実するよう、
社会保険の加入対象となる方の範囲が広げられています。

厚生労働省及び札幌市のホームページを元に作成

加入対象者

以下の要件を全て満たす方は、法律上、社会保険加入の対象になります。

勤め先の従業員数が51人以上

※2027年10月以降：従業員数　36人以上
2029年10月以降：従業員数　21人以上
2032年10月以降：従業員数　11人以上
2035年10月以降：従業員数の要件が撤廃

所定内賃金が月額8.8万円以上

※最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため収入を意識する必要はありません。
（2026年10月に賃金要件が撤廃される予定です。）

週の所定労働時間が20時間以上

※残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。

学生ではない

※一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

※この他、フルタイムの従業員と同じく**2ヶ月を超えて雇用される見込みであること**が必要です。

加入するメリット

健康保険に加入すると、病気やけが、出産のために、会社を休んだ場合の収入が保障されます。

傷病手当金



業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、4日目から最大1年6ヵ月、給与の2/3の金額を受け取れます。

出産手当金



出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間、給与の2/3の金額を受け取れます。

厚生年金保険に加入することで「基礎年金」に加えて「厚生年金」が受け取れます。

年金の3つの保障が充実



社会保険に加入すると、「老齢年金」、「障害年金」、「遺族年金」の基礎年金に加えて、厚生年金が上乗せされるため、生活を支える保障がより充実します。

老齢厚生年金の額が増加



厚生年金保険に加入することで、毎年の年金額にプラスで受け取れます。
長く働くほど、老齢厚生年金の額が増加します。

加入した場合の保険料の支払について

保険料が給与から天引き



社会保険の保険料は毎月の給与から天引きされます。自分で納付する必要はありません。

保険料の半分は会社が負担



社会保険の保険料の半分は毎月の給与から天引きとなり、残りの半分は会社が負担します。

※国民年金の場合、免除や猶予を申請することが可能ですが、**厚生年金の場合は免除等は原則ありません。**

社会保険加入による変化のシミュレーション

以下の事例は「保険料WEB試算ツール」及び「手取りかんたんシミュレーター」を利用して試算した金額で、一例の概数です。実際の金額は、お住まいの地域・年収額・加入先の保険等によって異なります。

※国民年金保険料は令和８年度のものです。

1



Aさん（33歳）

在留資格：家族滞在

スーパーでアルバイト
（週28時間以内で働く）

社会保険に加入前

月額給与	100,000円
国民健康保険料	2,145円
国民年金保険料	17,920円
雇用保険料	500円
所得税	0円
手取り月額	**79,435円**

業務外の病気で1ヵ月会社を休んだ場合、月給の給与が0円になります。

社会保険に加入後

月額給与	100,000円
健康保険料	4,964円
厚生年金保険料	8,967円
雇用保険料	500円
所得税	0円
手取り月額	**85,569円**

業務外の病気で1ヵ月会社を休んだ場合、傷病手当金を受け取れます。

2



Bさん（28歳）

在留資格：日本人の配偶者

コンビニでアルバイト
（扶養の範囲内で働く）

社会保険に加入前

月額給与	105,000円
国民健康保険料	0円
国民年金保険料	0円
雇用保険料	525円
所得税	0円
手取り月額	**104,475円**

出産のために1ヵ月会社を休んだ場合、月給の給与が0円になります。

社会保険に加入後

月額給与	105,000円
健康保険料	5,268円
厚生年金保険料	9,516円
雇用保険料	525円
所得税	0円
手取り月額	**89,691円**

出産のために1ヵ月会社を休んだ場合、出産手当金を受け取れます。

社会保険加入による変化を計算してみましょう！

手取り額のシミュレーション

社会保険加入による保険料の支払いなど手取り額の変化をシミュレーションすることができます。

※大まかな試算のため、詳細は勤務先に確認してください。



手取りかんたん
シミュレーター

https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jugyouin/henka/#simulator2

年金額のシミュレーション

社会保険加入による将来のご自身の年金額の変化をシミュレーションすることができます。



公的年金
シミュレーター

https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/